

8 指導監査課・各県事務所関係

参考資料(1) 令和2年度 東北厚生局 指導・監査実施状況

【保険医療機関等の指導・監査実施状況】

(単位：件)

県名	対象機関	集団指導(注1)		集団的個別指導(注2)	個別指導(注3)	新規個別指導(注4)	監査(注5)	施設基準等適時調査(注6)
		保険医療機関等を対象	保険医等を対象					
青森	医科	68	86		17	13		
	歯科	32	6		17	9		
	薬局	67	51		24	14		
	柔整	11			1			
	あはき訪問看護	29						
岩手	医科	65	60		1	10		
	歯科	40	30		4	6		
	薬局	80	73		17	19		
	柔整	15			1			
	あはき訪問看護	28						
宮城	医科	156	193		14	27	1	
	歯科	107	51		26	19		
	薬局	162	169		21	35		
	柔整	51			1			
	あはき訪問看護	125						
秋田	医科	54	78		10	7		
	歯科	25	4		18	4		
	薬局	51	45		20	7		
	柔整	7			2			
	あはき訪問看護	6						
山形	医科	56	68		14	10		
	歯科	35	2		19	5		
	薬局	71	64		23	9		
	柔整	3						
	あはき訪問看護	28						
福島	医科	135	109		17	11		
	歯科	87	140		16	11	1	
	薬局	97	123		23	18	1	
	柔整							
	あはき訪問看護	330						
合計	医科	534	594	0	73	78	1	0
	歯科	326	233	0	100	54	1	0
	薬局	528	525	0	128	102	1	0
	柔整	87			5	0	0	0
	あはき訪問看護	540			0	0	0	0
	訪問看護	73			0	0	0	0

【行政措置を受けた保険医療機関等数、保険医等数】

(単位：件)

県名	対象機関	保険医療機関等数			保険医等数		
		取消(相当を含む)	戒告	注意	取消	戒告	注意
青森	医科						
	歯科						
	薬局						
	訪問看護						
岩手	医科						
	歯科						
	訪問看護						
宮城	医科						
	歯科						
	訪問看護						
秋田	医科						
	歯科						
	訪問看護						
山形	医科						
	歯科	1			1		
	訪問看護						
福島	医科						
	歯科						
	訪問看護						
合計	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	1	0	0	1	0	0
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			

【柔道整復師及びあはき師の指導・監査実施状況】

(単位：件)

県名	柔道整復師				あはき師			
	個別指導		監査		個別指導		監査	
	柔道整復師数	実施回数(日)	柔道整復師数	実施回数(日)	あはき師数	実施回数(日)	あはき師数	実施回数(日)
青森	1	1						
岩手	3	1						
宮城	1	1						
秋田	2	2						
山形								
福島								
合計	7	5	0	0	0	0	0	0

【保険医療機関等指定状況】

(単位：件)

令和2年4月1日～令和3年3月31日

県名	新規指定保険医療機関等数			指定更新保険医療機関等数		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
青森	16	9	17	62	22	63
岩手	26	7	36	62	38	70
宮城	79	39	91	124	85	143
秋田	25	9	24	50	24	45
山形	25	14	34	60	34	51
福島	36	17	49	103	64	75
合計	207	95	251	461	267	447

※新規指定保険医療機関数は新規のほか移動、組織変更、交代等が含まれる。

【保険医療機関等情報】

(単位：件)

令和3年3月31日現在

県名	対象機関	医療機関等数	保険医等数
	歯科	543	953
	薬局	599	2,481
	訪問看護	137	
岩手	医科	773	3,663
	歯科	596	1,322
	薬局	602	2,574
	訪問看護	130	
宮城	医科	1,548	7,333
	歯科	1,091	2,404
	薬局	1,138	6,401
	訪問看護	188	
秋田	医科	681	2,997
	歯科	454	830
	薬局	516	2,450
	訪問看護	82	
山形	医科	797	3,069
	歯科	472	822
	薬局	580	2,003
	訪問看護	77	
福島	医科	1,235	5,241
	歯科	920	1,687
	薬局	864	3,926
	訪問看護	158	
合計	医科	5,800	25,836
	歯科	4,076	8,018
	薬局	4,299	19,835
	訪問看護	772	

【柔道整復師情報】

(単位：件、人)

令和3年3月31日現在

県名	施術所数	柔道整復師	
		協定(注7)	契約(注8)
青森	353	222	131
岩手	316	128	188
宮城	833	334	499
秋田	271	183	88
山形	315	196	119
福島	631	190	441
合計	2,719	1,253	1,466

※施術所の数は、受領委任の取り扱いを届け出している施術所数である。

※柔道整復師の数は、受領委任の取り扱いを行う施術所の管理者が受けた登録記号の内訳である。

【あはき師情報】

(単位：件、人)

令和3年3月31日現在

県名	施術所数	あはき師
青森	118	122
岩手	135	137
宮城	377	383
秋田	160	160
山形	145	149
福島	345	345
合計	1,280	1,296

※施術所の数は、受領委任の取り扱いを届け出している施術所数である。

※あはき師の数は、受領委任の取り扱いを行う施術所の管理者が受けた登録記号の内訳である。

参考資料(2) 関係用語集

用 語	内 容
注1 集団指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、一定の場所に集めて講習等の方式により行う指導。
注2 集団的個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により個別に簡便な面接懇談方式により行う指導。
注3 個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注4 新規個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、新規指定より概ね6ヶ月経過した保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注5 監査	保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図ることを主眼とし、保険医療機関等に対し一定の場所、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う監査。
注6 施設基準等適時調査	診療報酬項目の算定要件となっている人員配置や設備等の基準である基本診療料等の施設基準等の届出があった保険医療機関等を対象とし、原則として年1回、受理後6ヶ月以内を目途に保険医療機関等において行う調査。
注7 協定	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と社団法人都道府県柔道整復師会との間で行われている協定に基づき登録された社団法人都道府県柔道整復師会の会員の柔道整復師。
注8 契約	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と結んだ契約に基づき承諾された社団法人都道府県柔道整復師会の会員以外の柔道整復師。